コンプレッサの設置に関する法規

コンプレッサの設置、使用開始に際しては、安全性や公害防止の見地から種々の法規に基づき、定められた方法で顧客の皆さまに、設置の届出や許可、安全性の処置、あるいは定期的な自主点検が求められています。以下、コンプレッサに適用される規制の概要について説明します。

労働安全衛生法に基づくもの

ボイラー及び圧力容器安全規則(第2種圧力容器)

【対象となる圧力容器】

●最高使用圧力0.2MPa以上で内容量40L以上の容器。
●最高使用圧力0.2MPa以上で胴内径200mm以上でかつ胴長1000mm以上の容器。

【お客様にて保管いただく書類】

●第2種圧力容器明細書取扱注意書。
●第2種圧力容器明細書(原本)。
●取扱説明書。

平成2年9月13日の官報で労働安全衛生法のボイラーおよび圧力容器安全規則の一部が改正され、所轄労働基準監督署長への第二種圧力容器設置届出の義務はなくなりました。

ただし、圧力容器の取り扱いおよび圧力容器明細書の保管等については、従来と同一であり、大切に保管する必要があります。

【設置・使用に際して】

使用中は次の事項を守らなければなりません。

●圧力容器改造の禁止。
●第2種圧力容器明細書(原本)の保管
(検定日より2年以後の再発行はできず、再検定となります。紛失した場合は、使用・販売・譲渡が禁じられます。)
●安全弁の吐出し圧力の調整。
●圧力計は、最大目盛が最高使用圧力の1.5~3倍で、最高使用圧力の位置に見易い表示があるものを使用する。
●年1回以上容器の内外面の掃除および下記の定期自主検査を実施、記録を3年間保管する。(記録用紙は取扱説明書に参考として記載してあります)本体の損傷の有無、ふたの取付ボルトの摩耗の有無、管および弁(止め弁、安全弁)の損傷の有無。
●もし圧力容器が破損事故を起した時は、速やかに第2種圧力容器事故報告書を所轄の労働基準監督署に提出する。

騒音規制法・振動規制法

【法規概要】

●法律では7.5kW以上のコンプレッサが対象となっておりますが、指定地域、規制値など運用の判断が都道府県知事に委ねられているため、都道府県により規制の内容が異なりますのでご注意ください。

【届出に必要な書類】

該当するコンプレッサの設置に当っては、以下の内容を所轄の市町村の公害担当窓口を通じて都道府県知事に、設置工事の開始または変更の30日前までに届け出なければなりません。

●氏名(代表者)または名称および住所。
●工事または事業場の名称および所在地。
※上記2項目の変更の届出は変更後30日以内です。
●特定施設の種類および能力ごとの台数。
●騒音(振動)の防止の方法。
●特定施設の配置図、その他総理府令で定める書類。

【設置・使用に際して】

また使用中は次の事項を守らなければなりません。

●工場または事業場の敷地境界線上での騒音(振動)がその地域の規制値以下であること。

フロン回収破壊法に基づくもの

フロンガス回収

平成14年4月1日よりフロン回収破壊法(正式法律名:「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」)が施行となり、さらにフロン類の回収を徹底するため、平成19年10月1日から改正法が施行されました。当社の冷凍式ドライヤ及び冷凍式ドライヤを搭載された圧縮機は第一種特定製品に該当し、フロン類を廃棄される時には、都道府県の登録を受けたフロン類回収業者にフロン類の回収委託を必ずして頂きますようお願い致します。併せてフロン回収後は、廃棄物処理法に基づいた廃棄処理をお願い致します。

⚠安全上のご注意

■コンプレッサの使用対象に関して
●圧縮空気を直接吸引したり呼吸器系の装置には使用しないでください。(人体に重大な障害を与える危険があります。特殊用途は弊社にお問い合わせください。)
●オイルフリーコンプレッサの圧縮部には潤滑油を使用しておりませんので、吐出し空気中、および排水ドレン内の油分は原則としてありませんが、大気中の油分、製造時の部品付着油分など微量ですが、油分が含まれることがあります。
●圧縮機の吐出し空気中には、大気中のじんあいや各種ガスおよび摺動摩耗粉、空気タンクの鉄錆、水滴などが含まれています。
●給油式コンプレッサの吐出し空気中には油分が含まれていますので設備の必要性に応じて油分除去装置(エアフィルタ等)を設けてください。
●空気タンクのドレン内にも錆が含まれますので、ドレン排水は毎日実施願います。(ドレン抜きの目詰まりの原因となります。)
●重要製造設備に使用される場合は、保護装置の作動によりコンプレッサが停止した場合や故障に備え、予備機やそれに替わる装置をご用意願います。
●原子力関連施設など特別な維持管理や信頼性が要求される場所には適用できません。

■本カタログに記載しています製品を日本国外に輸出する際は、外国為替および外国貿易管理法の規定に基づく判定が必要となりますので、当社に必ずお問い合わせください。

■設置場所に関して
●直射日光や雨のあたる場所は避け、粉じん・腐食性ガス・毒性ガスのない場所に設置してください。(寿命低下・故障・破損・火災の原因となります。)
●近くに爆発性・引火性ガス(アセチレン・プロパンガスなど)・有機溶剤などの可燃物のない場所に設置してください。(爆発・発火などの原因となります。)
●圧縮機本体は防じん仕様ではありませんので、セメント、砂、ホコリなどじんあいの多い場所では使用しないでください。

■ご使用に関して
●ご使用の前に取扱説明書をよくお読みのうえ正しくお使いください。
●製品の改造及び部品の改造は絶対にしないでください。(性能を十分発揮出来ないばかりか寿命低下や火災事故などの原因となります。)
●本製品は日本国内用として製造しております。海外でのご使用はご相談ください。

■保守・点検に関して
●本カタログに記載のコンプレッサは定期的な保守・点検が必要です。取扱説明書をよくお読みのうえ必ず実施してください。

※この安全上のご注意は必要最低限のものです。ご使用の際は取扱説明書に示す安全事項、国や自治体の消防、電気、安全関連の法規、規則、またそれぞれの企業や事業所で規則・規定として守るべき事項に従ってください。